

様式第 3

会 議 録

会 議 名	平成 3 0 年度第 3 回野田市環境審議会
議題及び議題毎の 公開又は非公開の別	1 委員長の選任について（公開） 2 副委員長の選任について（公開） 3 野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定 に伴うパブリック・コメント手続の結果について（公開） 答申 野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例 の制定について（公開） 4 野田市環境調査報告書（案）について 5 ポイ捨て等調査結果について ポイ捨て等禁止重点区域（梅郷駅周辺）のポイ捨て等調 査結果 重点区域（梅郷駅周辺）以外のポイ捨て等調査結果
日 時	平成 3 1 年 1 月 2 9 日（火） 午後 3 時から午後 5 時 3 0 分まで
場 所	野田市役所 2 階 中会議室 1 ・ 2
出席委員氏名	委 員 長 菊池喜昭 副委員長 今井泰彦 委 員 鍛冶利幸 関根理恵 浅野幸男 館岡 誠 横山幸男 山中啓司 五百川和家恵 上口清彦 添野博
欠席委員氏名	金本秀之、島田ゆかり、竹澤浩美
事 務 局	鈴木市長、今村副市長、柏倉環境部長、坂齊環境部次長兼環境保 全課長、小島環境保全課環境保全係長、逆井環境保全課公害対策 係長、和田環境保全課主事、生嶋企画財政部次長兼企画調整課長、 佐久間自然経済推進部次長兼みどりと水のまちづくり課長、渡邊 都市部参事兼都市計画課長、宮澤生涯学習部次長兼社会教育課 長、松本管財課長補佐、戸塚農政課長補佐、宮田清掃計画課長、 岡安清掃第一課長、皆川下水道課長
傍 聴 者	1 名

議	事 平成30年度第3回野田市環境審議会の会議結果(概要)は、次のとおりである。
---	--

## 議題 1

### 委員長の選任

菊池委員選任

## 議題 2

### 副委員長の選出

今井委員選出

## 議題 3

野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定に伴うパブリック・コメント手続の結果について

### 小島環境保全課環境保全係長

< 野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定に伴うパブリック・コメント手続の結果についての説明 >

### 菊池委員長

ありがとうございました。

ただ今、野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定に伴うパブリック・コメント手続の結果について説明がありました。

今回の会議においては、会議資料をお配りさせていただいた際に、事前質問をお願いしております。

議案第 3 号に対する事前質問について、添野委員から質問を頂いておりますので、その主旨について、添野委員から御説明をお願いします。

### 添野委員

< 事前質問に対する説明 >

### 菊池委員長

添野委員からの質問に対する回答について、事務局から回答願います。

### 小島環境保全課環境保全係長

< 事前質問に対する回答 >

#### 菊池委員長

ありがとうございました。添野委員よろしいでしょうか。

#### 添野委員

はい。分かりました。

#### 菊池委員長

接続契約をし直すと新規事業になって、そうでなければ新規事業ではないということですね。

それでは、皆様にパブリック・コメントに寄せられた意見、添野委員から出された御意見、合わせて御意見を伺いたいと思います。

#### 上口委員

テレビで太陽光発電装置からの発火ということが報道されていまして。前日も維持管理のことでお話ししたと思いますが、どうしても維持管理は必要になります。その文言について、検討いただきたいのですが。今後、市としてどのような考えをお持ちなのかお聴かせいただきたいと思います。

#### 坂齊環境部次長兼環境保全課長

維持管理については、維持管理に関する遵守事項の中に、保守点検は行わなければならない、どのような保守点検かというと、電気事業法に基づいた保守点検を行うようになっております。こちらの遵守事項については、FIT法にも、同じようなことが載っておりますので、ダブルチェックというようになるかと思えます。

#### 上口委員

読んでいきますと、書いてある部分など非常に分かりにくいと思うのですが、今後、維持管理については、設置事業者へ細部にわたって説明をしていくということで方向付けをしていただければと思います。

#### 坂齊環境部次長兼環境保全課長

今後、手引きなどを作成しまして、特に今回の条例について、発電事業が多く該当しますので、その事業に対する遵守事項を手引として掲げまして、ホームページなどで周知したいと思います。

## 菊池委員長

ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。

## 関根委員

パブリック・コメントの中に、景観に関する事で指摘されていたと思いますが、自然の景観ということで、法令には載っているのですが、前にも御説明したかもしれないのですが、今は自然の景観だけではなく、文化的景観と言って、自然と人間の関わりの中でできた、新しい景観という概念が生まれてきています。文化財保護法でも文化的景観の保護などが出てきていますので、自然の景観と限定するのではなく、景観の保護ということにして、文化的景観に必要な補助金など、文化庁から頂くこともできますので、自然の景観保護だけではなく、文化的景観にも配慮するというような文言を入れた方が、法令として運用しやすくなるのではないかと思います。景観への配慮が必要な地域で、かつ河川や山並みも含め、改善してほしいなど、別紙3に書いてありますが、山並みや丘陵だけでなく、茶畑や並木道や寺院なども含めて、景観への配慮ということで、自然の景観と限定するのではなく、自然及び文化的景観を阻害しないように、というような文言を入れておくと、それを理由に指導やコントロールすることができるので、入れた方がいいと思います。

## 小島環境保全課環境保全係長

先ほどの、文化的景観につきましては、別紙5、条例施行規則の4枚目、別表2の一番下ですが、魅力ある景観の保全という大項目の中の二つ目、史跡、文化財等への景観への配慮ということで、設置事業の計画をする際に、遵守していただきたい事項の中に、御指摘の文化財等の景観を阻害しないようにと記載されておりますので、こちらで網羅できるのではないかと思います。また、御指摘いただきました、文化的景観については、手引等を作成する際に、その定義を含めて、事業者に示せるよう作っていきたいと思います。

## 関根委員

手引に載せるのはもちろんですが、条例に書いてないと、規制がかけられないというのがありますし、補助金をもらう時に、条例に書いてないと、もらえる額など、厳しい面もあるかと思えます。市にとっては、マイナスになるのではないかと。入れておいた方が良くはないかと思ったのですが、市の方の運用もあるのかもしれません。

#### **坂齊環境部次長兼環境保全課長**

市の条例の抑制区域というのは、市内全域です。ですので、市としては、これ以上太陽光発電を立地することは望まないと書いております。ただ、設置する側との事前協議の中で、強制的にやってはいけないということは難しいので、遵守事項を定めております。太陽光発電事業自体を抑制、自粛できないだろうかという協議から入っていきたいと考えております。

#### **菊池委員長**

別表の中では、自然の景観だけでなく、ほかのものでも規制の対象となると書いてありますので、その中で運用していくということですが、いかがでしょうか。

#### **関根委員**

運用されるのは行政の方々なので、それで運用ができるのであれば、今後条例の改正もできると思いますので、よろしいかと思えます。

#### **菊池委員長**

別紙3の条例と規則の修正案について、パブリック・コメントがあったからということではなく、市の方で適正と思うところを修正したということでしたので、最終的には、このように変わるというところを見ていただいて、御意見頂ければと思います。

パブリック・コメントでは、六つの点について、修正あり、なしが出されていて、それが別紙3になっています。見ていただいて、御意見頂ければと思います。

#### **菊池委員長**

では、私の方からですが、パブリック・コメントの1のところ、意見では土地の所有者であっても住んでいなければ近隣在住者に含まれるのかということですが、これは、含まれるということによろしいですね。

#### **小島環境保全課環境保全係長**

はい。住んでいる、住んでいないに関わらず含まれます。

#### **菊池委員長**

分かりました。

#### 今井委員

植栽のところなのですが、パブリック・コメントを受けて、別紙3の最後のところについて、改正案では、地域住民等から要望があるときに、見えないよう対策を講ずるとありますが、これは、事業者が地域住民に必要な必要ではないかを直接聞くようにということなののでしょうか。

#### 小島環境保全課環境保全係長

植栽が必要かどうかの特化して聞くということではございません。今回の条例では、設置事業を行う60日前から、その区域に対して、看板を設置して、太陽光設備事業をやりますということ、地域の方々にお知らせするということを義務付けております。それを受けて、近隣の方から説明会等の申出があった場合には、説明会を開くということになっております。その説明会の中で、事業者、近隣住民共に理解して進めていただくということになっております。その中で、要望があった場合には、事業者として、その責務を果たしていただくということになっております。今回の修正案のように、地域住民から要望があったときとしておりますので、要望がなければ、植栽を設置する義務はないということになります。

#### 今井委員

そうすると、地域住民がそれを要望するということを知らなければ、そういうタイミングを逸してしまうということでしょうか。

#### 小島環境保全課環境保全係長

そういったこともあるかと思しますので、手引の中で、事業者として必ず説明しなければならない事項ということで、欄を設けまして、知らなかったことなどがないようにしていきたいと思っております。

#### 今井委員

是非お願いします。

#### 五百川委員

もう既に設置されているもので、道路際を走っているときに、雨が降っているときなどは、雨のはねたりしてひどい状況ということでした。機械などの騒音については触れていますが、雨音などについては、どのような影響があるのかも調査して

いただければと思います。

#### **坂齊環境部次長兼環境保全課長**

設置事業で、緩衝帯というのがあります。面積に応じて、幅を広げていくようになります。基本的には、機械などの音がないようにということで範囲を設定しておりますが、雨音も機械などの音と同様になりますので、それがあつて、住民への影響が少ないのかなと思います。

#### **五百川委員**

後で問題あつてもいけませんので、市の方で調査をしていただいた方がいいかと思つました。

#### **坂齊環境部次長兼環境保全課長**

騒音計もありますので、そういったところがあれば、どのくらいになるのか確認したいと思つます。

#### **菊池委員長**

既に作られているところは、規制の対象にはならないので、現在、問題になっているところは、別の方法を考えていかななくてはなりませんので、対応をよろしくお願ひします。

#### **関根委員**

第4条に、魅力ある景観の保全にと書いてあります。第6条にも同様のことが書いてあるのですが、法令や環境基本計画などと、文言を一致させた方がいいのではないかと思うのですが。良好な景観の形成という言葉を使っていると思うのですが、良好な形成の形成及び保全という言い方など、言葉を一致させた方がいいと思うのですが。

#### **坂齊環境部次長兼環境保全課長**

第6条ですか。

#### **関根委員**

第4条と第6条になります。魅力ある景観を定義してくださいと言われたときに、

環境基本計画にもガイドラインに出てこないとなると、魅力ある景観とはどのようなものを指すのかと聞かれた場合、法令などに出てこないのもので、関係の法令と計画とガイドラインは一致させないといけないと思います。自然環境に対しての定義はありますが、魅力ある景観というものに対しての言葉を、法規担当の方とも相談していただければと思います。

**菊池委員長**

では、文章を直していただくということで、内容が変わるということではなく、一致した言葉を使っていただくということで、市の方で、適切に直していただくということでよろしいですね。

**坂齊環境部次長兼環境保全課長**

はい。

**菊池委員長**

ほかに何かありますでしょうか。

では、意見が出そろいましたが、議案第3号に対しては、文章の一部見直しが出ましたが、それ以外のもの、事務局案に対していかがでしょうか。

**今村副市長**

第1条にも、魅力ある景観と書いてありますが、それもということですよ。

**関根委員**

はい、その方がいいですね。

**今村副市長**

魅力ある景観というのは、一般的な言葉で言っていると思うのですが、条例の中で、あえて定義とかそういったものを載せなければならぬかということではないと思いますので、法令などを参考にした上で修正など考えたいと思います。

**菊池委員長**

関根委員、それでよろしいですか。

#### 関根委員

はい。法律があって、基本指針があって、それに基づいて環境基本計画があると思いますから、それに一致していれば問題ないかと思います。

#### 菊池委員長

市の方で見直していただく、必要であれば修正していただくということによろしいでしょうか。もし、修正の必要がないということであれば、それでもよろしいということでしょうか。

#### 関根委員

はい。行政の方が運用されるわけですから、それに合ったものであれば大丈夫です。魅力ある景観という言葉が問題なのではなくて、統一性が必要ということなので、大丈夫です。

#### 菊池委員長

市の方でも、それは御理解いただいていると思いますので、それも含め、対応していただくということによろしいでしょうか。

では、4条、6条は、修正になる場合もありますが、全体としては、パブリック・コメントに対して、市の対応に基づいて別紙3のような修正にし、別紙4、5の案とするということで、環境審議会の決定としたいと思いますが、基本的なところが確認されたので、全体的な方針が決まったということによろしいでしょうか。

#### < 委員賛成多数 >

#### 菊池委員長

ありがとうございました。

#### 答申

< 菊池委員長が答申書を読み上げ、答申書を市長へ手交する。 >

< 市長が答申に対し謝辞を述べる。 >

#### 議題 4

野田市環境調査報告書（案）について

**坂齊環境部次長兼環境保全課長**

< 野田市環境調査報告書（案）に対する説明 >

**菊池委員長**

今、野田市環境調査報告書（案）について御説明がありました。こちらについても、事前質問を受け付けております。添野委員から質問を頂いておりますので、その主旨について、添野委員から御説明をお願いします。

**添野委員**

< 事前質問に対する説明 >

**菊池委員長**

添野委員からの質問に対する回答について、事務局から回答願います。

**坂齊環境部次長兼環境保全課長**

< 事前質問に対する回答 >

**添野委員**

では、最終的には、すべてを網羅したものを出すということによろしいですね。

**坂齊環境部次長兼環境保全課長**

そのとおりです。

**添野委員**

ありがとうございました。

**菊池委員長**

今はまだ、市の独自の情報以外は出ていないということで、最終的には、全てが入っているものが出されるということです。

その他に、これまでの中で、何かご意見あればよろしく願いたいします。

**菊池委員長**

先ほど、添野委員が言われていた、表3 - 4 と表3 - 5 については、よく読まな

いと基準年度が分からないところがあるので、書いてあるのは分かるのですが、工夫が必要かもしれません。

#### 山中委員

意見というか、要望になります。2ページの表3 - 2ですが、達成状況で、基準年度から実績が増えたりしていますが、こちらは具体的に、どのようなことがあったのか、市民の方が読んだ時に、もう少し説明が必要かと思います。書き入れるまではいかにしろ、見出しとか入れた方がいいかと思います。どのような団体と関係があるのかなど、より分かりやすいのではないかと思います。再生湿地数など、細かい情報はいらないと思いますが、どの地域にあるのかなどの記載をするなど、もう少し「見える化」をすればいいと思います。

あと、9ページの水質調査地点図ですが、非常に分かりにくい。一覧と見比べても道路の表現なのか、川の表現なのか、分からないところがあるので、全体的に言えることですが、人が見たときに、分かりやすい表現の方がいいのかと思います。

10ページの表も、表記を上流から下流にするとか、分かりやすくした方がいいと思いました。

13ページ表6 - 8の浅間下のBODの水質汚濁負荷量ですが、説明がなかったので、お伺いしたいのですが、20年度から29年度まで、劇的に減少していますが、これは何か原因があるのでしょうか。公共下水道の供用開始がされたとか、原因があるのでしょうか。

全体的に、もう少し分かりやすく表現された方がいいのかと思いました。

#### 坂齊環境部次長兼環境保全課長

御指摘のありました、見出しなどの件については、分かりやすい表記にするなど対応したいと思います。

また、9ページの地図がわかりにくい配置図ということで、古いものなので、御指摘のあったとおりだと思いますので、新しいものなど、イメージが分かるようなものに変えていきたいと思います。

表6 - 6について、上流から下流に並べ替えた方がいいのではないかということですが、33か所の観測地点のうち、11か所については、月1回、主要排水路ということで測定しております。その主要排水路に則って、小さな排水路は年2回など、そのような分類で並べておりますので、それも、見ている人が分かるような工夫をして、表の並び替えをしたいと思っております。

13ページの浅間下の近年の負荷量が下がっているということですが、こちらは汚染の濃度に流量をかけて出すものです。浅間下については、下水施設の排水路の所で取っておりまして、工事をしていた関係で、流量が少なくなっておりますので、負荷量が極端に減っているという状況になっております。

#### **山中委員**

ありがとうございました。

#### **菊池委員長**

山中委員がおっしゃったとおり、記載方法が工夫されるとか、お問合せがあった時は、答えられるようになど、良い方法を考えていただければと思います。

#### **今井副委員長**

4ページの表3 - 4のごみの資源化率のことですが、これはどのような内容なのでしょうか。

#### **宮田清掃計画課長**

資源化の推進については、減少している状態ですが、最近では、大手スーパーなどが独自の資源回収所を設けており、新聞販売店が民間回収を行っているなどがあり、減少の原因となっております。また、自治会に加入していない人が増加したりなど、地元集積所に出していない場合もあり、地元の回収が減っているということで、減少したと考えられます。

しかし、スーパーなどの資源回収については、資源として再利用できるもので出させていただく機会を増やしており、ごみ減量協力店として協力いただいているところもあり、実際には、資源化率はもっと高いと想定しております。

#### **今井副委員長**

ありがとうございます。ごみ資源化率の計算はどのようなものになっているのでしょうか。

#### **皆川下水道課長**

ごみ資源化率については、可燃、不燃、資源ごみの総量から、資源回収で取っているもの割合で出しております。

#### 今井副委員長

そうすると、資源ごみの量を全体のごみの量から割ったものが率となっていることになりませんか。

#### 菊池委員長

もしよろしければ、その定義を書いていただくなどできますか。この中だと、資源回収がほかのところでやっているということは書いていないので、そういったことのコメントを入れた方がいいのかなと思います。

ただ、スーパーがどのくらい回収されているかは把握されていないのですよね。それだと、書きにくいですね。今は無理でも、今後どうなるかなどお考えはありますか。

#### 柏倉環境部長

スーパーで資源ごみを持っていくと、ポイントが付くとか、いろいろなことをやっていますが、民間企業も、その単価が高いうちは回収を行ってくれるのですが、将来的に、単価が変わっていくと、回収をやめてしまうということも考えられまして、一定の数値を捉えられない部分があります。

我々も、減量ということでは、自治体やるもの、民間がやるものの実態を把握しなければいけないのですが、それは、共存しながらやっていければと思います。

報告書に関しては、文言を入れるなど、工夫していきたいと思います。

#### 菊池委員長

民間でやると、表3 - 4の3 - 1、ごみ排出量が減るということによろしいのでしょうか。

#### 今井副委員長

そういうことで、全体的に良くなっているのであればいいのですが、そうすると、これを目標に掲げて目指していこうとするのは難しいと思うのですが。一度決められたので、しばらくはこのままでいいと思うのですが、そのような状況も踏まえて、見直しなど考えられたらいいのではないかと思います。

#### 菊池委員長

極端なことを言えば、もうやる必要がなくなったということですね。ほかでや

っているのですから。

となると、この数値を目標として維持するのは難しいのかと思います。

#### **柏倉環境部長**

先ほども申し上げたとおり、民間がいつやめてしまうのか分からないというところがありますので、目標は設定しないと、市民の士気も高まらないということがありますので、そこは御理解いただきたいと思います。

#### **菊池委員長**

ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。

#### **関根委員**

8 ページの水質汚濁のところ、これは報告書なので、正確を期さないということでしょうが、文章の中に、かなりの汚濁度と記載されています。かなりとはどの程度なのか表現が曖昧ですし、排水路の水質汚濁事故ということで、写真がありますが、場所が書いてあるわけではありませんし、排水路なので、私有地ではないと思うので、どういった状況なのか書いていないので、写真が必要なのかと思います。

#### **坂齊環境部次長兼環境保全課長**

汚濁事故と書いていますが、市に通報が来るのは、水が白濁しているとか、泡が出ている、溶存酸素が少なくなって魚が死んでいるなどの苦情があった時です。その時は、市が現場に行きまして、危険物質が出ているかどうかを検査します。その判断が難しい時は、県に詳細な測定を依頼するという流れになっております。

写真を添付するかどうかなのですが、水質事故というのはどういうものなのかとイメージを持っていただくために載せているので、その判断は難しいところがあります。ない方がよいという御意見でしょうか。

#### **関根委員**

最終的には市の方の御判断にお任せいたします。

通報などで、きちんと対応してくださっているところは、心強いです。イメージが悪くなるようなところではなく、前向きなところをアピールして、皆様のイメージが良くなるところを載せればと思います。

#### **坂齊環境部次長兼環境保全課長**

分かりました。行政として、水質汚濁に対して、どういうことをやっているかの説明を入れながら、書き方を訂正させていただきたいと思います。

#### **菊池委員長**

かなりのという表現はいかがですか。

#### **関根委員**

読んでみて怖くなって電話をする人がいるかもしれないと思います。行ってみれば、空気が入って泡が出ていただけだとか、そういったこともあるかと思いますが、かなりのという程度が常識の範囲なのか、化学的に問題があるほどなのかを検討して、汚濁度はこのくらいなど、具体的な文言を考えていただければと思います。

#### **菊池委員長**

汚濁度という表現はないのですよね。もうちょっと基準を超えているとかそのような書き方の工夫をということによろしいですね。

#### **関根委員**

ないので、年に何度そういったものがあつたとか、表現を考えていただければと思います。

#### **鍛冶委員**

溶存酸素の値を見ると、5あるいはそれ以下で、魚介類の生息が相当難しい状況のところがあると思うのですが、恐らくそれを反映してそのような表現になっているのかと思いました。

楽観的な表現だと、現状に合わないということと、それにこういうものを改善されなければならないという強い意志が反映されているのかと思いました。なので、頑張っていますという表現だけでは困るのかなと思いました。

#### **菊池委員長**

分かりました。具体的に分かる表現をお願いできればと思います。

## 上口委員

8ページの写真ですが、何年前のでしょうか。

## 坂齊環境部次長兼環境保全課長

平成19年以降だと思います。以前、こちらの写真が古いということで、新しくしたものでして、写真はあまり変えておりません。

## 上口委員

現状にそぐわないものの掲載というのであれば、控えた方がいいのではないかと思います。

もう一つ、水質の測定の日についてですが、天気などで差異が発生しますので、水質基準などを設けた方がいいと思います。

## 坂齊環境部次長兼環境保全課長

毎月1回測定しております11か所については、月初めに採水しております。その時に、前日や当日が雨だった場合には、定常な状態ではないので、それは延期するという対応をして測定しております。

ただ、国の測定については、そのようなことは考えずに、決まった日に測定しているとのことですので、数値が高い場合には、前日に雨が降っていたなどの回答があったことがあります。

市はそういったことがないように、採水の日を決めております。

## 上口委員

分かりました。ただBODについては、雨上がりは極端に下がりますので、その辺りも考えて対応していただければと思います。

## 菊池委員長

10ページのところですが、平成19年度という記載がされていますので、削除された方がいいと思います。

## 菊池委員長

ほかはよろしいでしょうか。これについては、今回御意見頂いたものを修正したものを次回にということではよろしいのでしょうか。

#### 坂齊環境部次長兼環境保全課長

先ほどもお話ししましたが、国と県のデータが年度明けになってしまうこともありますので、それが全部そろった段階で、委員の皆様にご確認いただき、製本したいと思っております。よろしくお願いたします。

#### 菊池委員長

分かりました。今後はそのようなスケジュールでよろしくお願いたします。

御意見をいただきまして、それを市の方で修正をしていただくということを前提に、方針としてはこれで良いということによろしいでしょうか。

#### 上口委員

水質汚濁の中で、生活雑排水の水質汚濁が出てくるのですが、その中で、生活排水の何が汚れているかという、汲み取り便槽が一番大きいと思うのですが、それに対する合併浄化槽の補助金について、年間の補給基数との整合性で、今後それを増やすという考え方はないのでしょうか。

補助金の支給が年々減少しているようですが、逆行しているように感じますが、それについて伺いたいのですが。

#### 皆川下水道課長

合併浄化槽の設置に対して補助金を交付させていただいております。新築の場合ですと、既に合併浄化槽が設置されておりますので、既に建築されております住宅の処理槽を変更する場合に補助金を交付させていただいております。

内訳としましては、国県市が3分の1ずつ交付している状況です。交付の状況ですが、年度ごとに15から16基ほどとなっております。年度によってばらつきはありますが、皆様からの要望が多いものですので、来年度のことは、はっきりとは言えませんが、20基ほど多くの基数を要望しております。下水道区域外の市民の皆様には、処理槽の変換や検査などが重要になってくるとお思いますので、しっかりと啓発させていただきたいと思っております。

#### 上口委員

確認させていただきます。20基多くというのは、今年度のことですか。

#### **皆川下水道課長**

今年度については、既に予算を執行させていただいておりますので、平成31年度要望となっております。

#### **菊池委員長**

一つお伺いしたいのですが、42ページの表6-33なのですが、汚染検出井戸数ということで、モニタリング調査の汚染検出井戸数が18年度から急に増えているのですが、何か検査している内容が変わったとか、何か原因があるのでしょうか。もし何かあるのであれば、下の欄に書くなどした方が良いのではないのでしょうか。

#### **坂齊環境部次長兼環境保全課長**

その資料がないので、その動きについて、調べて記載するようにいたします。平成29年度の実施本数については、事業見直しによって、1年で35本行っていたものを、汚染が出ていないため、3年間で35本の調査を行うということになりました。今は分かるけれど、後になると分からないというところもありますので、そのような注記はするようにいたします。

#### **菊池委員長**

ありがとうございました。皆様から御意見をいただきましたので、見直すという回答を頂いております。

見直していただくという前提で、この方針は了承したということによろしいでしょうか。

#### **< 委員賛成多数 >**

#### **菊池委員長**

ありがとうございました。では、議案第4号も了承で、修正をお願いいたします。

#### **議題第5**

##### **ポイ捨て等調査結果について**

#### **坂齊環境部次長兼環境保全課長**

**< ポイ捨て等調査結果について説明 >**

### 菊池委員長

今、議案5について御説明いただきましたが、御質問ありますか。

### 上口委員

梅郷駅西口と東口ですが、面積が西口の方がかなり広いです。なので、それでいくと、西口の方がかなり多くなると思います。

梅郷駅西口に植栽を植えてありますが、これはきれいにしていればごみが減るということを如実に表している結果だと思えます。

それと現在、野田市駅と愛宕駅が高架に変更していると思えます。これが完成した後は、状況が変わると思えます。

梅郷駅は、植え込みの中に捨てたり、夜中に捨てたりする場合があります。ポイ捨ては、たばこが多いので、是非夜中にパトロールをお願いしたい。これについては、ボランティアの方の力も必要かと思えます。

あのジャンパーを着ていれば、誰でも捨てたりするのをやめます。

あとは、マナー教育を実施していかななくてはならないのかなと思えます。

### 浅野委員

私も微力ながら、清水公園の辺りのごみを拾っているのですが、やはり吸い殻が多いと感じます。

お聞きしたかったのは、声掛けした人が、そこが重点区域で、それを分かっているのかということです。そこをお聞かせいただければと思えます。

### 坂齊環境部次長兼環境保全課長

違反指導者を見たときに、こちらでティッシュがありまして、そちらに違反行為が記載されております。重点区域に限らず、歩行喫煙、携帯灰皿なしで煙草を吸うことは禁止されていますので、そういうことはやらないでくださいという指導をしております。

重点区域については、過料が発生しますよということで、重点区域だから厳しいということではありませんので、重点区域を周知するのではなく、禁止行為を周知するというところで指導を行っております。

### 浅野委員

ありがとうございます。

## 今井副委員長

大変な努力をいただいていると思います。

国の審議会でも、海洋プラスチックのことが問題になっておりまして、国は、プラスチック巡回戦術というものを作ってしまっていて、その中で、ポイ捨てが大きな原因の一つであると、ポイ捨ては犯罪だと書かれております。ですので、煙草だけではなく、ごみを捨てることは野田市でも犯罪だと思います。そういう気持ちを持って、今後も推進していただければと思います。

## 菊池委員長

よろしいでしょうか。

市の経過報告の中にもありますが、重点区域については、これまでの事業を継続していく。

あとはマナーの問題は非常に難しいと思いますが、ティッシュとか学校教育とか、いろいろな会でとか、啓発を考えていただけるということで、そのような方針ということで、この事業の継続ということでよろしいでしょうか。

## < 委員賛成多数 >

### 委員名簿のホームページ公表について

## 小島環境保全課環境保全係長

< 委員名簿のホームページ公表について説明 >

## 菊池委員長

御説明いただきましたが、何か訂正がありますか。

## 関根委員

訂正をお願いいたします。

## 柏倉環境部長

自己紹介の時に、委員の皆様が違うことをおっしゃっていたので、気になっていたのですが、どうしても大学ですと、部単位で書いてしまいます。これについては、専門分野を入れていただいても構いませんので、後ほど事務局より再確認させていた

だきます。それを掲載させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**菊池委員長**

学識経験者の方はそういうことでお願いいたします。

ほかの方はいかがでしょうか。

では、申出に沿ってでお願いいたします。

**菊池委員長**

では、どうもありがとうございました。

以上で議事は終了いたしました。

何かありますでしょうか。

**上口委員**

次回はいつ頃でしょうか。

**坂齊環境部次長兼環境保全課長**

平成31年度は環境基本計画の関係もあります。市民、事業者にアンケート調査を実施したいと思っておりますので、その審議も含め、7月くらいに実施したいと思っております。

平成31年度は、年3回もしくはそれ以上と考えております。

**菊池委員長**

次回は7月、まだ確定しておりませんが、その辺りとなります。

環境調査報告書については、修正したものを送りいただけるということですのでよろしいですね。内容については、皆様にもう一度御確認いただいて、それで完成になると思いますのでお願いいたします。

では、こちらで審議会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

< 17時30分 閉会 >

